

## 議案第 47 号

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 12 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

### 記

1. 取得する財産 建物
2. 建物の所在地 木古内町字木古内 2 0 7 番地 7 5
3. 構造及び面積 共同住宅 鉄筋コンクリート造 2 階建 281.84 m<sup>2</sup>  
物置 木造平屋建 19.44 m<sup>2</sup>
4. 取得価格 1 6 , 3 2 9 , 6 0 0 円
5. 契約の相手方 北海道